

連合農学研究科における学生の不祥事に対する処置に関する申合せ

平成 26 年 2 月 7 日

代議委員会決定

平成 31 年 1 月 11 日一部改正

平成 31 年 4 月 1 日実施

鹿児島大学大学院連合農学研究科学生（以下「学生」という。）が在学中、不祥事を起こした場合の鹿児島大学大学院連合農学研究科としての対応を以下のように定める。（学生の懲戒に関する事項については、連合農学研究科教授会から代議委員会への委任事項とする。）

- 1 学生が懲戒の対象となり得る行為を行った場合、連合農学研究科長は速やかに学長及び学長が指名する理事に報告するとともに、当該学生の所属する研究科長(又は副研究科長)及び指導教員に報告する。
- 2 連合農学研究科長は、学長が指名する理事と協議し、懲戒の対象となり得ると判断した場合は、代議委員会に調査委員会を設置する。
- 3 調査委員会は、連合農学研究科長の指名した代議委員で構成する。
- 4 調査委員会の委員長は、連合農学研究科長が指名する。
- 5 調査委員会は、鹿児島大学学生懲戒規則に基づき、当該学生および関係者からの事情聴取を行い、必要に応じて構成大学の学生部学生生活係等と連携する。
- 6 調査委員会は、調査報告書をまとめ連合農学研究科長に提出する。
- 7 連合農学研究科長は、調査報告書を代議委員会に付議し、鹿児島大学学生懲戒規則に基づき処分の内容について審議し、決定する。
- 8 連合農学研究科長は、学長に調査報告書（懲戒処分の内容を含む）を上申するとともに、当該学生の所属する研究科長(又は副研究科長)及び指導教員に報告する。
- 9 学長が懲戒処分を決定した場合は、処分理由を記載した懲戒処分書を連合農学研究科長から当該学生に交付する。
- 10 連合農学研究科長は、当該学生に懲戒処分書を交付した場合は、当該学生の所属する研究科長(又は副研究科長)及び指導教員にその内容を報告する。
- 11 連合農学研究科長は、連合農学研究科教授会に案件の内容を報告する。
- 12 その他、学生の不祥事に対する措置については、鹿児島大学学生懲戒規則の定めるところによる。